



ARIB STD-B27

525/60及び1125/60テレビジョン方式の
コンポーネントビット直列インタフェースにおける
補助データ領域への字幕データの多重方法

Closed Caption Data Conveyed by Ancillary Data Packets
for Component Bit-serial Digital Interface
of 525/60 and 1125/60 Television Systems

標 準 規 格

ARIB STANDARD

ARIB STD-B27 1.0版

平成12年10月12日 策 定

社団法人 電 波 産 業 会□

Association of Radio Industries and Businesses

ま え が き

社団法人電波産業会は、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及びその他利用者の参加を得て、各種の電波利用の無線通信設備、放送受信設備に係わる標準的な仕様等の基本的な技術条件を「標準規格」として策定している。

「標準規格」は、周波数の有効利用及び他の利用者との混信の回避を図る目的から定められる国の技術基準と併せて、無線通信設備や放送送受信設備の適正品質、互換性の確保等、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者の利便を図る目的から策定される民間の任意基準をとりまとめて策定される民間の規格である。

本標準規格は、アナログテレビジョン放送での文字多重放送及びデジタルテレビジョン放送でのデータ放送の字幕データを、パケット形式で多重し、スタジオ内を伝送する方法について「525/60及び1125/60テレビジョン方式のコンポーネントビット直列インタフェースの補助データ領域への字幕データの多重方法」を策定したもので、策定段階における公正性及び透明性を確保するため、内外無差別に広く無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者、利用者等の利害関係者の参加を得た規格会議の総意により策定されたものである。

本標準規格が、無線通信機器製造者、放送機器製造者、電気通信事業者、放送事業者及び利用者等に積極的に活用されることを希望する。

注意：

本標準規格では、本標準規格に係る必須の工業所有権に関して特別の記述は行われていないが、当該必須の工業所有権の権利所有者は、「本標準規格に係る工業所有権である別表に掲げる権利は、別表に掲げる者の保有するところのものであるが、本規格を使用する者に対し、適切な条件の下に、非排他的かつ無差別に当該別表に掲げる権利の実施を許諾する。ただし、本標準規格を使用する者が本標準規格で規定する内容の全部又は一部が対象となる必須の工業所有権を所有し、かつ、その権利を主張した場合、その者についてはこの限りではない。」旨表明している。

別表

(第二号選択)

特許出願人	発明の名称	出願番号等	備考
松下電器産業株式会社	ビデオ信号多重伝送方式	特願昭 55-176334	日本

目 次

まえがき

第1章 目的	1
第2章 適用範囲	2
第3章 用語の説明	3
第4章 字幕データパケット	4
4.1 字幕データパケットの構造	4
4.2 ユーザデータワードの構成	5
4.2.1 字幕ヘッダワード	5
4.2.2 字幕データワード	7
4.2.3 誤り訂正パリティワード (オプション)	10
4.3 字幕データパケットの多重	12

解 説

1. 規格本文の説明	13
1.1 はじめに	13
1.2 字幕データパケットの内容について	13
1.2.1 字幕ヘッダワード	13
1.2.2 字幕データワード	14
1.2.3 誤り訂正パリティワード (オプション)	16
1.3 パケットの伝送方法について	16
1.4 多重方法について	17
1.5 字幕データの変換について	17
資料 1 3.5インチフロッピーディスクでのデータフォーマット	18
2. 審議経過	19
2.1 字幕データ伝送の現状	19
2.2 補助データによる規格化	19
2.3 誤り訂正 (オプション)	19
2.4 残された課題	20
3. 補足説明	21
3.1 はじめに	21
3.2 アナログテレビジョン放送での字幕放送	21
3.3 アナログテレビジョン放送の字幕データの管理	21
3.4 デジタルテレビジョン放送の字幕放送	22
3.5 字幕データの作成について	22

関連規格 24